

第3回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年5月31日（月）午後1時30分から午後2時30分

2. 開催場所 妙高市役所 402会議室

3. 出席委員

農業委員（17名）

会長	2番	安原 義之					
会長職務代理者	6番	市川 政一					
委員	1番	尾崎 香	3番	関原 正晴	4番	飯塚 淳一	
	5番	山下 利秋	7番	清水 輝男	8番	霜鳥 勝範	
	9番	丸山 光浩	10番	高橋 敏明	11番	生井 一広	
	12番	渡邊 春男	13番	内田 芳昭	14番	丸山 嘉之	
	15番	竹内 則孝	16番	竹田 賢一	17番	宮尾 俊一	

4. 提出議題

報告第8号	農地転用事実確認証明等報告について
報告第9号	農地法第3条の3の規定による届出件数報告について
議案第11号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第12号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第13号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第14号	農地法施行規則第17条第2項の規定による区域の設定について
議案第15号	農地法の適用を受けない事実確認願いについて
議案第16号	農用地利用集積計画について

5. 職務のために出席した農業委員会事務局の職員

局長	東條 義博	次長	西澤 明夫
係長	山口 修	主査	竹田 由之

6. 会議の概要

- 事務局長 本日の出席委員を報告します。只今の出席委員は、17名です。
それでは、安原会長、お願いします。
- 会長 皆様ご苦労さまでございます。
大変お忙しい時期だと思います。
私のところは、あと26haくらい植えれば、ようやく田植えも終わるかなというところで、来月の10日過ぎくらいまでかかるかなという状況です。
妙高地区の内田委員さんのところは、田植えどのような状況ですか。
- 13番 はい。ほぼ終わりですね。残っているところは、大洞原地区と後から植えるという所ですね。坂口新田地区の方も終わっております。
- 会長 妙高高原地区の高橋委員さんのところは、田植えはどのような状況ですか。
- 10番 標高の高い杉野沢地区も含めて、ほぼ終わっているといった状況です。
早稲品種が多いからか、皆さん終わっているようです。
- 会長 先日、農業委員会上越地区協議会総会等々もあって、今年の事業について、いろいろ打ち合わせしましたが、コロナの接種も高齢者を始めとして、ようやく皆さん、打った方もいらっしやると思うんですが、上越地区でもコロナの感染者が出ているので、今年のいろいろな事業については、もう極力できないというようなことで、計画しないということで、今年は仕方ないんじゃないかなというようなお話で終わりました。
また、報告があろうかと思えますけども、そんなことで私が出席している常設審議委員会、新潟の方でも、いろいろな行事、今年はあまりやらないというようなことでリモートやら、いろいろな方法でやるということで、お話を聞いております。
常設審議委員会の話は、後ほど報告させていただきます。
- 議長 妙高市農業委員会会議規則第6条及び農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本会は成立しておりますので、第3回妙高市農業委員会総会を開会します。
最初に議事録署名委員を指名します。
5番の山下 利秋委員、6番の市川 政一委員、よろしくお願いします。
本日の議題については、報告事項が2件、議案が6件です。
公正かつ厳正な、ご審議をお願いします。
まず、報告事項ですが、
報告第8号 農地転用事実確認証明等報告について
報告第9号 農地法第3条の3の規定による届出件数報告について
事務局より、報告事項2件の説明をお願いします。
- 事務局 それでは、1ページお願いします。
報告第8号、農地転用事実確認証明等報告についてです。
4月につきましては、農地転用事実確認が4件。法務局からの農地の転用事実に関する照会が4件の計8件ありました。
内容についてですけれども、農地転用事実確認の4件と、法務局から農地の転用事実に関する照会の、3番の計5件につきましては、過去に5条の転用許可を受けておりましたけれども、地目変更の手続きがなされていなかったものであります。
現在はいずれも宅地として使用されております。
あと、残りの3件についてですけれども、法務局からの農地の転用事実に関する照会の1番につきましては、昭和20年代から耕作されておらず、山林原野化している土地であ

り、2番につきましては、昭和58年頃に、農道としてコンクリート舗装しまして、すでに農地台帳からも除外され、農地として取り扱われていない土地であり、4番につきましては、平成30年11月の総会にて非農地判定を行いました。地目の変更手続きがなされていない土地であります。

以上、説明しましたすべての土地につきましては、非農地であることを、担当農業委員、担当推進員さんとともに、現地確認をしておるところでございます。

次に3ページ、報告第9号、農地法第3条の3の規定による届け出件数報告についてです。

4月に届け出のありました相続件数は8件です。

新たなあっせん希望はありませんでした。

以上、報告案件について説明させていただきました。

よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明に対して、皆様から質問等がありましたらお願いします。

議 長 無いようでありますので、報告事項2件については、ご承知いただきたいと思います。

議 長 次に、議案第11号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第11号 農地法第3条第1項の規定による許可申請書審議については、4ページをご覧ください。

今月の許可申請は、2件です。

1番については、申請地は、大字葎生地内、登記地目：田が2筆、登記地積合計435㎡、登記地目：畑が1筆、登記地積224㎡、田畑総合計：3筆 登記地積合計659㎡であります。

位置図は、資料No.3をご覧ください。

申請地は、先月の第2回総会で、空き家に付随する農地として区域の設定議決をいただいた農地であります。

その区域の設定を受けて、空き家の購入者から、設定した農地を譲り受けるべく、許可申請が提出されたものです。

譲受人は、市内窪松原に在住され、妙高市内ではじめて申請地を購入し耕作していきたいという、新規就農希望者です。

新規就農希望者ということで、先般、会長職務代理と担当農業委員、担当推進委員、農林課農政担当者、事務局員で聞き取り調査を実施したところです。

申請に至った経緯は、以前から周辺に農地がある古民家を取得して、農業をはじめてみたいと思っていて、その条件に合う古民家物件が見つかり購入したため、農地を取得するべく今回の申請に至ったとのことでした。

生活の本拠については、当分の間は現在の窪松原に置いたままで、通いながら耕作管理するとのこと、通作の条件については、片道15分程度であり、土日勤務の振替等を活用して、購入した住宅の管理や補修もかねて2～3日に1日は通って、許可を受けて6月から作業を行ってみたいとのことでした。

農機具等については、軽トラックや小型耕運機は在住している地域の方で貸してくれる方がいて、鍬や草刈機など必要な道具は購入して対応していきたいとのことでした。

栽培予定の品目については、住宅横の細長い圃場には花を植栽、住宅の道を挟んだ向いの圃場にはサツマイモ、カボチャを作付する計画とのこと、栽培に関しては、これまでの農業経験はないが、窪松原の方で、相談に乗ってくれてアドバイスをしてくれる人がいるとのこと、栽培品目等もその人からの助言によるものとのことでした。

現在、単身世帯ですが、遠方の家族の協力が得られないのか確認したところ、今年の冬に妙高市を訪れた夫が、雪の状況をみて豪雪地での居住に難色を示していて、今後説得していきたいが今のところ妙高市に移住する予定はないとのことでした。

今後、農業を拡大していきたいのか確認したところ、急激な拡大はできないと思うが、収穫した作物や加工品の販売を通じて、将来的には収入全体の半分程度を占めるくらいにはしたいと考えているとのことでした。

以上のような聞き取り結果から、ヒアリング終了後、出席委員と協議し、結論としては、通作ではあるが、前向きな意向が確認できたことから、近隣在住の農業委員が耕作状況等を継続して見守りながら、適切な耕作管理の実践に取り組んでいただくことで、出席委員では新規就農者として5月総会に議案を上程するとして全員同意されたものであります。

2番については、申請地は、関川町2丁目地内、登記地目：畑が2筆、登記地積合計217.23㎡であります。

位置図は、資料No.4をご覧ください。

申請地は、譲受人の自宅に隣接する農地で、これまで実質的に譲受人が管理してきた農地であり、譲受人にとって利便性も良いことから、高齢となり今後も耕作管理ができない譲渡人と、このたび話がまとまったため、これを機に売買により譲受人に譲り渡すものです。

以上ですが、耕作面積及び権利を取得する面積が、下限面積の別段面積である10アールを超えていること、及び農地法第3条第2項の不許可の項目に該当しないものと考えます。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長 続きます、担当委員の説明をお願いします。

1番については、3番の関原 正晴委員、2番については、9番の丸山 光浩委員より、お願いします。

3番 5月19日、妙高支所にて、市川職務代理、長田推進委員、事務局、農林課の職員とで、ヒアリングを行いました。

申請人は現在窪松原在住で、市の地域のこし協力隊として、令和5年10月末までは、週3回程度の通いで作業を行い、地域のこし協力隊の任期終了の後、葎生へ転居の予定とのことでした。農地を適正に作付けしようとする意欲が感じられました。出席委員全員、問題ないという意見でした。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

9番 2番について、補足説明させていただきたいと思います。

申請地は、譲受人の隣接地にありまして、現時点におきましても、譲受人による適切な管理が行われておる農地でございます。

譲り受け後におきましても、よりよい管理が行われるものと考えられます。

実質、農地利用目的、面積等に変更がなく、特段問題ないものと考えております。

ご審議お願いいたします。

議長 それでは、議案第11号の質疑を行います。

皆様から質問等がありましたらお願いします。

8番 1番についてですが、面積的にこれだけだと生活面では、厳しいと思うのですが、どのような形をとられるのですか。他に何か収入源はあるのでしょうか。

事務局 現在、仕事をされていらっしゃる方で、専業で農業をしたいという方ではないということなので、収入については、他でカバーしていくという状態だそうです。

8 番 今の説明を聞くと、令和5年まで地域のこし協力隊として従事されているわけですよね。その他に仕事を持っておられるのでしょうか。

事務局 持っていません。これから、農業を始めたいという方です。
今のところは、違うところにお住まいで、任期終了後は、今回購入した古民家に移る予定で考えています。今後、農業を始めてみて、経験を積まれて、農地を拓げていきたいという気持ちはあるということです。

事務局 今ほど話のありましたこの方自身は、妙高市の会計年度任用職員です。
今のところその収入が主たるもので、生活をされてるということだと思います。先程の事務局の説明の通り、3年間その職を務め、その後は、この空き家を活用して、農家民泊をやったりだとか、そういったことで生計を立てていく、或いは、その先には、他に何か別の仕事を探すかもしれません、今現在はそのような展開を考えているということで聞いております。

8 番 この人は、この制度を使った2例目でしょうか。

事務局 この空き家の付随する区域設定をした農地の取得については、この方が初めてです。

議 長 他にありませんか。
無いようですので、これにて質疑を終わります。
これより、議案第11号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを採決します。お諮りします。本件について、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第11号については、許可することに決定しました。

議 長 次に、議案第12号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを上程します。
それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第12号 農地法第4条第1項の規定による許可申請書審議については、5ページをご覧ください。
今月の許可申請は、1件です。

申請地は、美守2丁目地内、登記地目：田が1筆、登記地積1,312㎡のうちの110㎡です。
位置図は、資料No.5をご覧ください。
申請地は、都市計画法の用途地域第1種住居地域であることから、第3種農地です。
ただし、本案件は、追認案件であります。
申請者は、申請農地の隣接地に居住し、昨年、住宅の前の市道の拡幅改良により、これまでの駐車スペースが確保できなくなったため、隣接の自己所有農地に駐車場を求めたもので、申請地は、既に駐車場としてコンクリート舗装整備に着手し、整備を中断している状態であります。

本案件は、4月下旬に農業委員の自主的なパトロールにより、昨年まで耕作していた農地の一部を整備していることから発見され、今回の申請に至り、事務局から申請人に指導したものであります。

それを受けて、駐車場の整備に関し、申請人から始末書の提出がありました。

本件については、農地法を十分に理解していなかったことが原因で、自己所有地でのやむを得ない事情によるものであり、許可して差し支えないと考えます。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議 長 続きまして、担当委員の説明をお願いします。
1番について、9番の丸山 光浩委員より、お願いします。

9 番 補足させていただきます。
4月下旬に農業委員パトロールにより発見されたものです。
拡幅改良を行った道路の周辺には、商業施設、警察署、住宅等があり、家の前に車を止めておく歩行者の安全確保が難しく、別の場所に駐車スペースの確保という考えも、適切な判断ではないかととらえております。

次に、追認案件になった流れについてですが、申請者に寄りますと、昨年、申請地とは、住宅を挟んで反対側の農地を、市道の拡幅改良に提供した際、許可申請は行わなかったとのことであり、今回の申請地も道路に面しているため、公共工事と同じ括りとして捉えたために発生したとのことでした。

申請者の駐車スペースの設置は、周辺住民の交通安全の確保のためと、道路を利用する方々への心遣いからの行動であり、始末書の提出もあることから、許可して差し支えなしと捉えております。ご審議お願いいたします。

議 長 それでは、議案第12号の質疑を行います。
農業委員の皆様から質問等がありましたらお願いします。

1 番 今まで、農業委員を務めて、その間、追認案件が毎年2～3件出ています。こういう案件がなくなるように、もちろん市や委員の皆様も、啓発していますが、農地を売買、または相続によって、取得された場合の手続きについて、農業をされていない方、されている方すべてに、司法書士または行政書士の方々にも協力をしていただいて、農地法をわかりやすく、説明して欲しいと思います。私も農業委員中立委員となって、農地法を初めて知りました。農地法はとても重要な法律です。

議 長 意見としてお聞きしておきます。

議 長 他にありませんか。無いようですので、これにて質疑を終わります。
これより、議案第12号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第12号については、許可することに決定しました。

議 長 次に、議案第13条 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを上程します。
それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第13号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書審議については、6ページ及び位置図をご覧ください。
今月の許可申請は2件です。

1番についてです。

申請地は、柳井田町2丁目地内、登記地目：田が1筆、登記地積284㎡です。

位置図は、資料No.6をご覧ください。

申請地の農地区分は、周辺を道路や住宅等に囲まれ、付近の一団の農地から分断された農地であることから、他の農地区分のいずれにも該当しない、いわゆるその他2種に該当するものと思われます。

譲受人は、同町内での宅地を求めていたものであり、申請地は最適地と判断しました。

譲受人は、申請地を購入し、一般住宅1棟の整備を希望しています。

2番についてです。

申請地は、柳井田町2丁目地内、登記地目：田が1筆、登記地積259㎡です。

位置図は、資料No.6をご覧ください。

申請地の農地区分は、周辺を道路や住宅等に囲まれ、付近の一団の農地から分断された農地であることから、他の農地区分のいずれにも該当しない、いわゆるその他2種に該当するものと思われます。

譲受人は、1番目の申請地を整備するということもあり、同町内での宅地を求めていたこともあり、最適地と判断いたしました。申請地を購入し、モデルハウス1棟の整備を希望しています。

以上ですが、転用計画、資金計画及び資金計画の確認書類を確認した結果、特段問題ないと考えます。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長 続きまして、担当委員の説明をお願いします。

1番と2番について、17番の宮尾 俊一委員より、お願いします。

17番 5月17日に、推進委員の吉尾さん、事務局と現地確認をいたしました。

その周りには、道路、住宅に囲まれて農地と分断されておりますので、特段影響はないと思います。

また、町内会では、新たに建物を建てる時に決まり事があるそうなんですけど、事前に町内会の役員の方と視察され、いろいろ話し合っただけで了解されたということですので、特段問題ないかと思います。

ご審議の方、よろしくお願ひいたします。

議長 それでは、議案第13号の質疑を行います。

農業委員の皆様から質問等がありましたらお願いします。

会長 この会社の住所、どこですか。

事務局 矢代地区の設計会社になります。

議長 他にありませんか。無いようですので、これにて質疑を終わります。

これより、議案第13号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを採決し

ます。お諮りします。本件は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第13号については、許可することに決定しました。

議 長 次に、議案第14号 農地法施行規則第17条第2項の規定による区域の設定について
を上程します。
それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第14号 農地法施行規則第17条第2項の規定による区域の設定については、
7ページをご覧ください。

本案は、本年2月25日に施行し、2月の総会で報告させていただきました、空き家に付随する農地の下限面積の別段の面積に関する取扱規定に基づいて、区域の設定申請書が農地所有者から提出されたものです。

現在、妙高市では、農地法施行規則第17条第2項の規定での、農地取得に必要な農地の下限面積の別段の面積を10a、1000㎡としているところを、空き家に付随する農地に限定して1㎡として取扱うものとして、1筆ごとに限定的に区域の設定をするものであります。

設定する区域は、

1番については、大字飛田地内、登記地目：畑が3筆で登記地積合計475㎡、

2番については、大字二俣地内、登記地目：畑が1筆で登記地積502㎡、

3番については、大字大鹿地内、登記地目：畑が1筆で登記地積757㎡です。

位置図は、資料No.7・8・9をご覧ください。

位置図のとおり、空き家敷地の隣接・周囲に位置し、空き家に付随する農地としての要件を備えていること、支障となるような権利・契約等の設定契約もないことを、担当委員と確認し、区域の設定は「可」として、8ページから13ページの現地調査表及び現地確認書のとおり会長に報告したものであります。

以上のことから、区域の設定申請のありました5筆の農地については、区域設定して特段問題ないと考えます。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議 長 続きまして、担当委員の説明をお願いします。
1番については、8番の霜鳥 勝範委員、2番については、10番の高橋 敏明委員、
3番については、13番の内田 芳昭委員より、お願いします。

8 番 5月7日、推進委員の石川さん、事務局とで現地確認をしました。
何ら問題ないと思いますので、慎重審議よろしくをお願いします。
可能な農地として、区域設定するもので、支障なしと認めました。

10番 2番についてです。区域設定された農地については、数年前まで耕作していた農地でありましたが、前所有者が死亡したため売却されたものです。購入者は、昨年大阪より転居し、居住しております。

5月11日に、加藤推進委員、事務局とで現地確認をしたところ、空き家に付随する

耕作可能な農地として、区域設定するもので、支障なしと認めました。
よろしくご審議をお願いいたします。

13番 3番について、補足説明させていただきます。
5月7日、推進委員の望月さん、事務局とで現地確認を行いました。
現地は、耕してあり、草の管理等ものすごく綺麗に管理されておりました。
特段問題ないと思いますので、皆様ご審議のほどよろしくお願いします。

議長 それでは、議案第14号の質疑を行います。
皆様から質問等がありましたらお願いします。

議長 無いようでありますので、これにて質疑を終わります。
これより、議案第14号 農地法施行規則第17条第2項の規定による区域の設定に
ついてを採決します。
お諮りします。本件について、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第14号については、区域の設定することに決定しました。

議長 次に、議案第15号 農地法の適用を受けない事実確認願いについてを上程します。
それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第15号 農地法の適用を受けない事実確認願いについては、14ページをご覧ください。
今月の確認願は、1件です。

申請地は、大字小濁地内、登記地目：田が3筆、登記地積：349㎡です。
位置図は、資料No.10をご覧ください。

申請地は、所有者が昭和56年に市内転居して以降、耕作放棄され、40年以上農地と
して耕作されず、周囲と共に原野化している状況を確認しました。

以上ですが、申請農地については、現地の状況や周囲の環境及び居住する所有者の状況
を確認し、今後も農地としての活用が見込めないことから、調査地を非農地と判断し、農
地法の適用を受けないことを確認して特段問題ないと考えられます。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長 続きまして、担当委員の説明をお願いします。
11番の生井 一広委員より、お願いします。

11番 議案第15号 農地法の適用を受けない事実確認についてですが、5月17日に事務局
と確認をしました。
現地は、過去に一団の農地だったものが、道路の改良によって分断されて、耕作しづら
くなったこともあり、市内に転居したと同時に耕作管理されることなく、現在に至ってい
る様子で、周囲とともに原野化していることを確認しました。
申請の通り非農地と判断して問題ないと考えます。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議 長 それでは、議案第15号の質疑を行います。
皆様から質問がありましたらお願いします。

議 長 他にありませんか。
無いようでありますので、これにて質疑を終わります。
これより、議案第15号 農地法の適用を受けない事実確認願いについてを採決します。
お諮りします。本件について、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第15号については、原案のとおり決定をいたしました。

議 長 次に、議案第16号 農用地利用集積計画についてを上程します。
議案第16号のうち、4番は農業委員会法第31条の議事参与の制限にかかる案件です。
ので、最初に1番から3番までの3件を上程します。
事務局の説明をお願いします。

事務局 25ページ、議案第16号、農用地利用集積計画についてをご覧ください。
今月につきましては、新規設定が2件、再設定が2件の計4件になります。
1番から3番についてですが、1番については、新規の設定です。
権利移動の事由としましては、譲受人からの要望により貸し付けを行いたいものであります。
続きまして2番、3番です。再設定となります。どちらも賃貸借となっております。
再設定ですので、特に問題はないと思われま。

以上、市長への農用地利用集積計画の計画要請につきましては、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の、各要件を満たしていると考えますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 それでは、議案第16号のうち、1番から3番に関する質疑を行います。
皆様から質問等がありましたらお願いします。

議 長 無いようでありますので、これにて質疑を終わります。
これより、議案第16号 農用地利用集積計画についてのうち、1番から3番を採決します。
お諮りします。本件について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第16号のうち、1番から3番については、市長に要請することに決定をいたしました。

議 長 続きまして、同じく、議案第16号 農用地利用集積計画についてのうち、4番を上程します。
4番については、私、安原 義之に関する案件であります。

農業委員会法第31条の規定による議事参与の制限に該当するため、議長交代の上、退席します。

【安原委員 退席】

職務代理 それでは、議案第16号 農用地利用集積計画についてのうち、4番について、事務局の説明をお願いします。

事務局 4番について説明いたします。
先ほどの新規設定の説明と同様、譲受人からの要望により貸し付けを行いたいものであります。
なお、対価額に端数が出ておりますけれども、借りる農地を全部でいくらという契約になっているものを、10アール当たりにしたためでございます。
ご審議のほどよろしく願いいたします。

職務代理 それでは、議案第16号のうち、4番に関する質疑を行います。
皆様から質問等がありましたらお願いします。

職務代理 無いようですので、これにて質疑を終わります。
これより、議案第16号 農用地利用集積計画についてのうち、4番を採決します。
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

職務代理 ご異議なしと認めます。
よって、議案第16号のうち、4番については、市長に要請することに決定しました。
それでは、安原委員の退席を解除します。

【安原委員 復席】

議長 議案の審議については全て終了しましたので、第3回妙高市農業委員会総会を閉会します。

以上

この議事録は、農業委員会等に関する法律第33条に基づいて作成したものである。

妙高市農業委員会会長 安原 義之

この議事録の記載事項は、会議の内容に相違ないことを証明するため、署名押印する。

令和3年6月30日

議 長

印

妙高市農業委員会署名委員

印

妙高市農業委員会署名委員

印